

沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領（令和 5 年 9 月 26 日沖縄県差別のない社会づくり審議会決定）新旧対照表	
改正案	現行
沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領 （趣旨） 第 1 条 （略） （会議の公開） 第 2 条 （略） （公開の方法等） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 （略）	沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領 （趣旨） 第 1 条 この要領は、沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則（令和 5 年沖縄県規則第 32 号）第 13 条の規定に基づき、沖縄県差別のない社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （会議の公開） 第 2 条 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものとする。 (1) 法令等の規定により、非公開とされている場合 (2) 沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）第 7 条各号に掲げる情報（不開示情報）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合 (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合 （公開の方法等） 第 3 条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。 2 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。 3 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。

4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県こども未来部による会議開催の公表時に示すこととする。 （会議の公開の可否の決定権限等の委任） 第4条 （略） （雑則） 第5条 （略） 附 則 この要領は、令和5年9月26日から施行する。 附 則 <u>この要領は、令和6年 月 日から施行する。</u>	4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県子ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。 （会議の公開の可否の決定権限等の委任） 第4条 審議会の会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、会長に委任する。 （雑則） 第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要領は、令和5年9月26日から施行する。
--	--